

(重要事項説明書)

Ver.HKA20260601_1

株式会社 旭
訪問看護ステーションあけぼの

1. 当訪問看護ステーション（以下「当ステーション」）が提供するサービスについての相談窓口
電話 0166-85-7372
担当者氏名 _____

2. 当ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類およびサービス提供地域、指定番号等

事業所名	株式会社旭 訪問看護ステーションあけぼの
所在地	旭川市曙1条7丁目2番1号國本ビル2階
電話番号	0166-85-7372
開設年月日	2026年4月1日
指定番号	介護保険：0162991038 医療保険：2991038
サービスを提供する地域	旭川市、東神楽町、鷹栖町 ※その他の地域につきましてはご相談ください。
事業所が行っている他の業務	なし
生活保護指定	指定済み

(2) 当ステーションの職員体制

管理者	1名
看護師	常勤換算2.5名以上（内1名は常勤）
理学療法士等	1名以上
その他	若干名

(3) サービスの提供時間 ※時間外も相談に応じます。

平日	8:30 ～ 17:00
土曜日、日曜日、祝日 12/30～1/3	事務所は休業ですが、事情により対応します。

※サービス提供時間外は24時間のオンコール対応。状況に応じて訪問を行います。

3. 運営法人の概要

名称・住所	株式会社 旭 札幌市東区丘珠町167番地13
-------	---------------------------

法人種別	株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 三島 洋二
法人事業本部 所在地・連絡先	旭川本部 旭川市曙1条7丁目2番1号 電話 0166-25-2258 Fax 0166-27-3666
事業内容	【高齢者支援事業】 訪問看護 【障害者（児）支援事業】 【福祉用具事業】
事業の目的	本事業において提供する訪問看護は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
運営方針	(1)本事業において提供する訪問看護は、介護保険法、健康保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に添ったものとします。 (2)利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目的を設定し計画的に行います。 (3)事業者は、自ら提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

4. サービスの内容

- ①このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。
もし分からないことがあったら、いつでもご遠慮なく担当職員に質問してください。
- ③提供するサービスは、介護保険適用の場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って作成した訪問看護計画書に基づきます。
- ④提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳等の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥当ステーションは主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- ⑦上記⑥の訪問看護計画書は、予め利用者の同意を得て交付します。
- ⑧具体的な内容

病状・障害の観察/清拭・洗髪等による清潔の保持/食事及び排せつ等日常生活の世話/褥瘡の予防・処置/リハビリテーション/ターミナルケア/認知症の方の看護/療養生活や介護方法の指導/カテーテル等

の管理/その他医師の指示による医療処置

⑨その他のサービス

看護・療養相談として、利用者及びご家族の立場に立って介護のご相談をお受けします。

⑩当ステーションからのリハビリテーション（理学療法士等の訪問）は、看護業務の一環となります。

5. 利用料金

(1) 介護保険適用の場合

◆給付対象サービス（料金表別紙Ⅰ）

原則として利用したサービスに係る利用料金から介護給付費を除いた金額を自己負担としてお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を、後日介護保険課の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

◆交通費

上記 2. (1) で示す「サービスを提供する地域」以外にお住いの方は、その他料金表に定める当ステーションの看護師が訪問するための交通費をいただきます。（毎月のサービス利用料とともにその他料金表に基づき請求させていただきます。）

(2) 医療保険適用の場合

◆給付対象サービス（料金表別紙Ⅱ）

年齢等により、負担割合が変わります。

	医療費の自己負担割合
75 歳以上	1 割 ※一定所得以上の者 2 割、現役並み所得者 3 割
70 歳から 74 歳まで	2 割 ※現役並み所得者 3 割
69 歳まで	3 割 ※6 歳未満（義務教育就学前）2 割

◆交通費

その他料金表に基づきご請求いたします。

(3) その他料金表

交通費（駐車場代）	30 円/km 上限 800 円 その他道交法に則り、駐車場の確保が必要な場合は、同意を得た後実費をいただきます。
年末年始の訪問	2,000 円/回
死亡後のご遺体のお世話等	開始時間 6：00～22：00 1 回 11,000 円 22：00～6：00 1 回 16,500 円 エンゼルセット 実費

(4) キャンセル料

利用者の都合による急なキャンセルの場合は、キャンセル料をいただきます。キャンセルの場合は、

至急ご連絡ください。

ご利用予定の前日 17：00 までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用予定の前日 17：00 までにご連絡がなかった場合	1,500 円※

※本人又は家族の急病等やむを得ない事由の場合は請求いたしません。

(5) 違約金

利用者の了解なしに、事業者の都合によってサービスの中止あるいは日時の変更を行い、所定のサービスが提供されなかった場合には、違約金 1,500 円をお支払いします。

なお、天災時等当ステーションの責めに帰さない事由によりサービスの中止となった場合はこの限りではありません。

(6) 料金の支払方法

毎月 10 日前後に前月分のサービス利用料及びサービス利用にかかる実費負担額等の合計金額を請求し、27 日に口座引落にてお支払いいただきます。引落し確認後、領収書を発行いたします。

なお口座引落手続が完了するまでは、指定する口座へ振込にてお支払いいただきます。振込に係る手数料は、利用者でご負担いただきます。

6. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

8. 相談・苦情等への対応

サービスに係る相談・苦情等につきましては以下の窓口にご連絡ください。

(1) 当ステーションの窓口

電話番号	0166-85-7372
受付時間	平日 8：30～17：30
苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	管理者
備考	

(2) 運営法人の連絡先

事業者名	株式会社旭
------	-------

受付	平日 8:30~16:30
本社（札幌）	011-768-7230
本部（旭川）	0166-25-2258
備考	年末年始の休業日は12/30~1/3

(3) その他、以下のサービス相談および苦情窓口にご相談することができます。

介護 旭川市福祉保険部 長寿社会課	旭川市6条通り9丁目旭川市総合庁舎2階 電話 0166-25-9797 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで
医療 旭川市保健所保健総務課	旭川市7条通10丁目第二庁舎 5階 電話 0166-26-1111（内線2944） 受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで
上川保健福祉事務所 保健環境部	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎 電話 0166-46-4982 受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで
北海道国民健康保険 団体連合会	札幌市中央区西14丁目 国保会館 電話 011-231-5161 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

9. 損害賠償

サービスの提供にあたり当ステーションの責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者に過失がある場合は、当ステーションは賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。